

道州制推進道民会議
第4回地域意見交換会
『アクティブ・道州制！』

日 時 平成18年9月4日（月）18:30～20:30

場 所 道北経済センター 2階 大ホール

（旭川市常磐通1丁目）

○川城局長：

ただいまから、道州制推進道民会議第4回地域意見交換会を開催させていただきます。

本日は平日の夜にもかかわらず、このようにたくさんの皆様にお越しいただきまして、本当にありがとうございます。

私は、本日の司会進行を務めさせていただきます、北海道企画振興部地域主権局長の川城でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

道では、地域のことは地域で決めることができる「地域主権型社会」といったものを目指しまして、国から道への権限移譲や規制緩和、そういったことを求める道州制特区、こういった取組を進めております。また、道から市町村への事務と権限の移譲、そういったことを先行的、そしてモデル的に取組を進めさせていただいているところでございます。これらの取組を進めるに当たりましては、何よりも道民の皆様方との議論重ねて、その結果のご理解をいただくということが重要でございますので、今そういったことで取り組まさせていただいているところでございます。

そこで、昨年6月に、知事と14人の有識者の皆様から成る「道州制推進道民会議」というものを設置いたしまして、道州制などについての議論を行って、そしてそこでの議論をできる限り道民の皆様が発信をしていく、そして道内での議論がより活発に行われるように努めてきたところでございます。さらに、より多くの皆様との対話を進めるために、今回、知事や副知事、そして道民会議の委員の皆様が地域に伺って、道民の皆様と道州制につきまして意見交換を行うという機会を設けることとした次第でございます。

この意見交換会につきましては、5月28日、第1回目を函館で行わせていただきまして、今、全道6カ所で行ってきているところでございます。本日は、その函館、そして岩見沢、釧路に続きましての第4回目ということで開催をさせていただくものでございます。この機会に是非忌憚のないご意見をお聞かせいただきたいと存じます。

では、まず初めに、道の山本副知事からごあいさつと北海道からのメッセージをお話させていただきますと存じます。

それでは、山本副知事、ご登壇をお願いいたします。

○山本副知事：

皆様、おぼんでございます。きょうは平日の、そして遅い時間にもかかわらず、このように多くの皆様にご参加いただきましたことを、改めてお礼申し上げたいと存じます。

また、本日お越しいただきました、道州制推進道民会議の稲村委員、谷委員、そして山崎委員のお三方にも講師、そしてパネラーとしてご出席を賜りました。改めてお礼申し上げたいと存じます。

道州制あるいは道州制特区推進法案の構想を取り進めるに当たりましては、よく皆様に言われることは、やはり道民議論を深めるべきであるということでありまして、私どももそれが一番重要なことであるというふうに考えております。これまでも、知事、そして担当の職員が、それぞれ地域に出向いていろいろな意見交換をさせていただきました。数を

いけば400回以上になろうかとは思いますが。しかしながら、道州制議論、道州制特区推進構想議論については、まだわかりづらい、あるいは、どういうことをねらいとしているのであろうか、まだまだ道民議論が足りないのではないかと、こういったご意見をちょうだいするわけでありまして。そこで今、司会の川城局長からもお話しありましたように、道州制推進道民会議という、その場でいろいろこの議論をさせていただいておりますけれども、その道民会議において、それぞれの委員の方が直接地域に出向いて、そして皆様と直接対話をして、お互いに議論、そして理解を深める、そういう努力は必要ではないかと、こういうご提案をいただきました。そういうことで、今回は旭川に参上した次第であります。レジュメも用意しておりますので、このレジュメに沿って以下お話をさせていただければと思います。ちょっと背広を脱がさせていただきます。

そこで、道州制という話をするに当たりまして、よくこういう質問を私ども聞くわけがあります。これは小泉総理が高橋知事に話を持ちかけた、そういう話ではないのかと。それで「小泉総理が総理をやめられたら、この道州制議論というのは立ち消えになるのではないかと」と、こういうような意見、ご質問があるわけでありまして。実は、私これは、以下3点のことを申し上げまして、誤解であるというふうに申し上げたいというふうに思います。

まず一つ目は、道州制論議というのは地方制度調査会、これは総理の諮問機関でありますけれども、ここで既に長い時間をかけて議論をされておりました、今年の2月に総理に答申がなされたわけでありまして。この国の形を見直す改革として道州制の導入が適当であると、こういう結論で総理に答申がなされました。こうした答申を踏まえて、これから国民的な議論というのが本格的に議論されるだろうというふうに、私どもは考えております。これがまず1点目。

それから2点目は、高橋知事が小泉総理からこの道州制特区の提案を受けましたのは、平成15年の8月のことです。ちょうど災害に見舞われまして、その災害対策で知事が総理に、その災害対策を直訴した折に、総理の方から高橋知事に、北海道は道州制が展開された場合に、あくまでも他県と合併することなく、北海道は北海道として道州制が適用される地域であろうから、まずは北海道が先行的・モデル的に道州制の実践をしてはいかかがかと、こういうお話があったわけでありまして。それで、実はこの点もご理解いただきたいわけですが、道といたしましては、さかのぼること横路知事の時代から、この道州制の議論は検討しているわけでありまして。そして堀知事の時代、高橋知事と3代にわたって道州制そのものについてのいろいろな検討がなされてきている、そういう約10年にわたる議論の蓄積があるわけでありまして。

その熟度とはともかくとして、そうした他県に先行して既に10年前からこういう道州制そのものについての検討がなされてきているという、そういう議論の蓄積がありますので、多分、小泉総理もそうした蓄積を念頭に置かれて、高橋知事に道州制をモデル的・先行的に進めてはどうかという提案がなされたのではないかとというふうに思っております。です

から、今後ともあまり後送りをせずに、前向きに道州制についての検討を進めていきたいというふうに思っています。これが2点目の理由。

それから3点目の理由といたしまして、これはもう皆さんご案内だと思いますけれども、道州制特区推進法案というのが政府として国会に提出されております。40条にも及ぶ法律案が国会に提案されたわけです。現在、国会においては、これは継続審議中ではありますがけれども、次の臨時国会でこれが議論されて成立される運びになることを、私ども期待をしているわけでありまして。それで、これは後ほど提案された法律案についてご説明をさせていただきます。その法案の意義などを是非ご理解をいただきたいというふうに思っております。

この法案が成立されれば、その暁には、時の政権が誰であろうと関係なく、道州制特区構想そのものを進めようという、そうした環境が整うということであろうかと思っております。それがひいては道州制を進めようという、そういう環境整備にもつながることになるだろうというふうに思っています。そういう意味で、この3点の意味からしても、道州制の推進ということでは、私どもは、後戻りはあり得ないのではないかというふうに考えております。

それでは、レジュメをご覧いただきたいと思っております。

1ページをご覧ください。「道州制とは？」というのがあります。道州制とは、日本全国を幾つかのブロックに分けて、広域自治体である道州を設置し、国から道州、さらには市町村に大幅に権限の移譲を行う。そういうことによって実現する、まさに地域主権型の自治の仕組み、これまでの中央集権型と対比すれば地域主権型の自治の仕組みであるというふうに言えるかと思っております。

1ページの上の図をご覧くださいいただきたいと思っておりますけれども、北海道は北海道のまま一つで道州になると思っておりますけれども、例えば九州あるいは四国、東北といったところは幾つかの県が集まって一つのブロックになるであろうというふうに考えられます。なぜ県が集まってブロックになった方がいいのかということでもあります。また、北海道は同じ北海道のままなのに一体何が変わるのだろうか、こういう疑問が出ようかと思っております。つまり、下の仕事の中身が大きく変わるわけでありまして。

1ページの下の方をご覧くださいいただきたいというふうに思いますが、国は仕事の範囲をぐっと縮小いたしまして、外交とか防衛とか本来国が果たすべき、そういう役割を担う、そうした役割に限定して事務を執行される、ということになるかというふうに思っています。それで、道州というのは、これまで国が行ってきた仕事のかなりの部分を引き受け、そして市町村は保健とか医療・福祉・教育といった、まさに住民に身近な行政サービスを担う、そういう行政の姿になるであろうということを私どもは考えております。そして、この図の一番下の部分に、コミュニティというのが書かれているかと思っております。私どもの考える道州制で最も重要な部分、ポイントは、このコミュニティであります。ここに注目しております。もう既に少子高齢化、人口減少社会が進んでいるわけでありましてけれども、そうした社会に対応できるような社会をつくり上げるためにも、このコミュニティに私ども

はかなりの期待を持たせているわけでありませう。

2 ページの上の図をご覧くださいと思います。明治維新以来、日本はまさに中央集権体制のもとで、欧米に追いつけ、そして追い越せと頑張ってきたわけでありませう。その結果、高度経済成長を遂げて欧米へのキャッチアップも達成できた、というふうに言われております。ただ、非常事態とも言えます国とか地方の財政難、また少子高齢化、あるいは人口減少が大変深刻なものとなっているのも事実であります。

そうすると、長年の中央集権体制によるさまざまな問題点というのが浮き彫りになってきているというふうに思います。このままでは多分、地域にも、それから我が国全体にも、活力というものが失われてしまうであろうということ、やはり中央集権ではなくて、地方分権をもっと大胆に進める必要があるのではないかと、というところから、道州制議論というのが出発しているわけでありませう。

道州制というのは、新たに道州政府をつくるだけではないわけでありませう、市町村あるいは地域のコミュニティを強化して、地方分権を大胆に進めようというものであります。つまり、国に決定権限、財源が集中しているわけですが、それをできる限り国から地方に移譲していく、移していくということ、地域のことは地域で決めることができる、そういう地域主権型社会をつくり上げるということが大事なのではないかと、こういう発想の転換があるわけでありませう。そこが道の考える道州制の最大のねらいであります。

3 ページをご覧くださいと思いますが、道州制そのものはまさにこの国の形、国の仕組みを大きく変える取組でありますので、この先まだかなり時間がかかる、そういう大きな改革であろうというふうにも思っています。ですから、こうした大きな改革というものを一気に進めるのは、当然に無理があるわけでありませう。一つずつやはり課題を解決して、できることから一步一步着実に改革を進めていくということが必要なのではないかと、いうふうに考えませう。

そこで、この3 ページの下段ですけれども、道ではまず第1に、国から道への権限移譲あるいは規制緩和というのを段階的に進める道州制特区というものを進めようというふうに考えております。これが第1です。そして第2に、道から市町村に大幅な権限移譲を行っていく。第3は、先ほどのコミュニティの再生のための取組というものを、平行して進めていく。

以上3点、国から道への権限移譲、道から市町村への権限移譲、さらにはコミュニティの再生。この3点の一つの戦略としてシナリオに描いて、これから進めていきたいというふうに考えております。

そこで、道州制の社会で何が変わるのかということ、をちょっと考えていただきたいと思ひませう。幾つかあるかと思ひませうけれども、一つには、道州制社会で住民の声というのが行政に反映されやすくなるのではないかと、言えるのではないかと、思ひませう。これはつまり、市町村が主役の地域社会を実現しよう、創造しようということでありませうから、まさに住民の声というものをよく聞いて、そして行政が展開されていくという

意味で、住民の声が行政に極めて近い、そして、極めて意見が反映されやすくなる、そういう社会が到来するのではないかというのが1点です。

それからもう一つは、全国一律でない仕組み、つまり今考えてみてください。国が、すべての基準、すべての仕組みを霞が関が決めて、それをそれぞれの地域で展開しようとしているわけでありまして。そこには地域の実情、地域のそれぞれの特殊事情というのはあまり考えられずに、霞が関が一つの基準をつくって、それをそれぞれの地域に展開しようというわけでありまして。それは、逆に考えなければならぬと思います。東京も大阪も沖縄も北海道も、少なくともそれぞれの地域事情は違うわけでありましてから、そこに一律の基準を適用するということは、私は無理があるというふうに思うわけです。しかし、今までの社会は、国がすべての基準を、一律の基準を定めて、それをそれぞれの地域に適用させようということでありまして。これを地域が地域の実情に沿って、独自に、みずからが基準を定められるような、そういう社会にしたいというのが道州制のもう一つの意義であるわけでありまして。

あえて申し上げれば、また国の出先機関とそれから道州のエリアが、例えば北海道のように同一の場合に、二重行政、三重行政の問題というのも指摘されるわけでありまして。そうした二重行政の問題の解決にもこの道州制は資するのではないかということが、一つ言えるのではないかというふうに思います。

4ページをご覧いただきたいと思います。そこで、今私どもが、道州制そのものというのは、地方制度調査会が総理に答申しましたけれども、まだまだこれは、その実現に向けては時間がかかるというのは、否めない事実だと思います。そこで、私どもが今現実に進めようとしていることが、道州制特区であります。4ページの上段をご覧いただきたいと思いますが、道州制特区は、言うならば道州制というものを念頭に置きながら、国から北海道に分権を進めることによりまして、道州制になればこんなメリットがある、あるいはこんな可能性が開ける、そういう具体的な事例を道民の皆様に実感をしていただく。そして道州制実現に向けての推進力を生み出すのがねらいであります。

道はこれまでいろいろ検討を重ねまして、それから有識者の方々のご意見も聞き、市町村の皆様のご意見なども聞いて、平成16年の4月と8月の2回に分けて、道州制特区に向けた提案を国に行っております。このときにどういうことが展開されたかということ、国の霞が関はまさに徹底的に、私どものこの提案に対して抵抗を試みたわけでありまして。かなり激しい国とのやりとりがありました。霞が関の方は、やっぱりみずからの権限を手放そうとはしません。これはどうしても役人の習性ということで、どうしてもそういうことになろうかと……。そうしますと、各省庁のまさに抵抗は想像以上のものがあつたわけでありまして。それで今回のこの16年の4月と8月の2回にわたった提案に対しては、ことごとく国は「ノー」というふうに態度を示したわけでありまして。ただ、いろいろなやりとりの中で、ここの実現したものの例としてちょっと四つほど書いておりますけれども、例えば病院の病床基準は緩和されたとか、自治体病院の広域再編が進めやすくなったとか、

通訳案内書の規制緩和によってボランティアの通訳ガイドが有料で活動できるようになるとか、幾つか実現したものもありますけれども、全体的には、私どもこのとき五十数項目にわたって国に提案したのですが、かなり抵抗を受けたということでもあります。やっぱりこうなると、個別にいろいろな提案を国の省庁に持ち上げても、まずこれは実現するのは難しいということで、ここはやはり官僚というものは法律がなければどうも動かないのではないかということで、こうした思いから、道州制特区の制度的な裏づけとなる、そういう法律、法的な仕組みというものを国に求めたわけでありまして。これが道州制特区推進法案なるものであります。

この推進法案のポイントは3点あります。この4ページの下の方の中に四角く囲ってありますが、3点。一つは、国からの分権というものを道が提案いたします。国からの権限移譲を道が提案いたします。そのときに北海道知事が国と同じテーブルに着いて、そしてまさに総理あるいは閣僚と同じレベルで直接議論をして、私どもの提案というものを実現していく、これを全国で初めてこの法案によってつくられたわけでありまして。こうした地方の提案を実現するために、地方のトップが国の総理あるいは閣僚と同じテーブル、同じ目線で、そこで実現のための議論をするという場がつくられたということは、これまで例はありません。したがって、ここはまさに大きなポイントの一つでなからうかというふうに思います。これが、この法案の1点目のポイントです。

それから、2点目のポイントは、私ども道州制についていろいろ提案しましても、きちっとお金がついてくるだろうかという、そういう心配があるわけでありまして。これは市町村の皆様が、例えば道から権限移譲を受けるときに、「仕事は与えられるけれども、ちゃんとそれはお金がついてくるの？」という疑問を持たれるのと同じ思いでありまして、私どもも国から権限移譲をいただくに当たっては当然に、それに伴う必要な経費、必要な財源もきちっといただくということが必要であります。その部分がこの法案によってきちっと交付金という形で必要な、国が今まで処理していた、国がかけていた費用と同額を、交付金という形で北海道に交付されるという、こういう仕組みがつくられました。ここもこの法律の大きな意義があるというふうに思います。これが2点目。

3点目ですが、この推進法ではここに第1弾として、調理師養成施設の指定・監督とか、鳥獣保護法の許可の一部と、こういったまさに国と道が類似の仕事をしているものを中心に、8項目にわたっての権限移譲が認められたわけでありましてけれども、今度これを次に第2弾、第3弾と新たな提案をすることができる、そういう仕組みを国がつくってくれたというところが大きなポイントでなからうかというふうに思っております。ですから私どもはこの法案が成立した暁には、この法案をうまく活用して、そして第2弾、第3弾のより道民生活の向上に資するようなもの、あるいは北海道経済の活性化に資するような、そういうもう少し具体的な、道民の皆様が道州制が実現することによって感じとっていただけるであろうメリットがもう少し見えるような、そういう提案をこれから進めていきたいというふうに思っております。

ですから、今私どもは、この法案が仮に成立されたとしたときに、逆に試されているのかなというふうに思うわけです。せっかく国が北海道からの提案を真摯に受けとめてくれる、そういう装置を用意してくれたわけでありますから、この装置を使わない理由はないわけでありまして、できるだけこの装置をうまく活用して、そして、北海道にとってもっとメリットのある、そういう権限移譲あるいは規制緩和というものを、これから私どもは国に対して強く主張をしていきたいというふうに考えているところであります。

次に5ページをちょっとご覧いただきたいというふうに思います。

国から道への権限移譲と同様に、道から市町村への権限移譲というのも大変重要なポイントになるわけであります。今、道は市町村に対して大幅な事務・権限の移譲を進めているところです。今北海道は、約4,000項目の権限を有しているわけでありますけれども、その半数となる2,000項目について、市町村にこれは移譲可能ですよということでリストアップいたしまして、そして市町村から要望のあったものについて、具体の協議の調ったものから順次、事務処理に必要な財源とセットで移譲を進めていくこととしております。ここもポイントだと思います。財源とセットで道から市町村に権限移譲を進める。このときに決して押しつけではなくて、あくまでも市町村からの要望に沿ったものについて、市町村と道とで協議を進めて、そして財源とセットで権限移譲を進めると、こういうことを今やろうとしているわけであります。

この中で、例えばパスポートの申請とか手続が、身近な市町村でできるようになります。また、農地転用の許可などを市町村が行うことによって、事務処理が迅速なものになるということが考えられるわけであります。市町村においても、是非積極的にこの北海道からの権限移譲を受けていただきたいというふうに思っております。ただそのときに、やはり従来の行政体制そのものをきちっと整備をしていただかなければ、なかなか北海道からの権限移譲を受け入れる、受けとめる、そういう体制にすぐにはならないのではないかとこのようにも考えております。そこで出てくるのが市町村合併、あるいは広域連携、あるいはコミュニティの強化といったようなことで、市町村そのものの体制を是非早急に整備していただいて、そして北海道からの権限を受け入れ、そして住民に身近な行政を展開していただきたいというふうに私どもは考えております。

次、6ページをご覧いただきたいと思います。

次はコミュニティであります。「さらにコミュニティへ」というふうにタイトルがなっていますが、官から民へというふうに置きかえていかとも思います。今の日本というのは、かつてのような町内会、あるいは近所づき合いといった地域社会の結びつきがかなり弱くなってきているとも言われております。そうしたことが、例えば福祉の面や環境の面、あるいは治安といった面で、私たちの暮らしにやはり影響を与えているのではないかとこのようにも考えております。このコミュニティというものを再生いたしまして、地域住民同士が支え合う、そして支え合っていくことによって少子高齢社会というのを乗り越えていく。そして、安全で安心な元気のある地域をつくっていくということが必要でなろう

かというふうに思っております。

どうしても我が国の場合は、行政の力というか、官の力がかなり大きいわけであります。これは、先ほども申し上げましたけれども、戦後、特に戦後の復興期を経て、短期間に欧米に追いつけ追い越せということでやっていたころは、やはり行政の役割というのを重視するということは、当然これは否めない事実であったというふうに思います。ただ、やっぱりいわゆる成熟社会になりますと、地方の個性を活かす、地方の多様性というものを活かした、そういう地域づくりというものを民の力で実現していくという必要があるのではないかというふうに思います。これはつまり、公共の分野というのは今まで行政が独占していたのかもしれませんが、しかし、行政がそういう公共の分野を独占する時代ではなくなったというふうにも私どもは考えております。つまり町内会だとか、それからNPOもあるかもしれません。いわゆる住民自治組織といったものが、行政に依存せずに住民自身のみずから議論をして地域づくりを進めていく、こういう社会というものをこれからもっと進めていかなければならないのかなというふうに思っております。この国、道州、市町村、コミュニティ、それぞれの役割というものを、もう一度考え直していただきたいというふうに思っております。

7ページ、ご覧いただきたいと思っております。

ここでは道州制で地方を元気にしていく、具体的な事例を幾つか挙げております。例えば除雪の問題をちょっと考えていただきたいと思っております。除雪の場合、国道は国、開発局に管理していただいています。それから道道は道、土木現業所、それから市町村道は市町村。それぞれ管理主体が別々でありますから、除雪もそれぞれ別々に行っているわけです。皆さん、2年前でしたでしょうか、北見で100年に一度の大雪があったときに、あのとき国道と道道と市町村、市です、北見市。北見は100年に一度の雪でしたから、そういう除雪体制を整えていなかったわけです。ですから、国、道はもうこのあたりはよく慣れている仕事ですけれども、北見市そのものはまさに除雪体制が十分でなかったということで、生活道路そのものが大変麻痺をしたという、あのときのことをちょっと想起していただきたいと思っております。このあたり、もう少しうまく国と道と市とが機能を調整し合ってやれば、もっと住民に便利なそういう社会、除雪体制というものがきちっと敷かれるようになるであろうと思っております。しかしながら、あのときもやはり、これは国の仕事、これは道の仕事、これは市の仕事という縦割りがありましたから、なかなかそこがうまくいかなかった。でもかなりあのときに、相互に開発局も道道や市の方にも除雪をしていただきましたし、土現も市の方にもやりました。しかしながら、そこは現実にまだ体制的に、そういう除雪体制を三者がもっとうまく調整してやれるような、そういう仕組みにはまだなっていないわけであります。こういうところもやはり、行政をもう少し効率的に執行するに当たって考えてもいいのではないかと、このあたりが道州制になると、もう少しスムーズに除雪そのものが進行するのではないかというふうにも考えております。

それからもう一点、エゾシカのこともちょうと考えていただきたいと思っております。エゾシ

カがこれだけ大変な数で増えてきているわけですが、今、我が国でエゾシカの規制をするというのは、趣味で猟をする人のための規制でしかないわけでありまして、つまりエゾシカそのものを、北海道のように爆発的にふえて、それを規制するという仕組みが今、国の仕組みの中ではないわけでありまして、それをその地域一帯で個体調整をする、個体管理をするような、そういう仕組みがない。そういうことを想定していないわけでありまして。つまりこれも、国の基準というものは、いかにその地域の実情に合っていないかということを示す一つの典型例かというふうに思います。こういうエゾシカの保護・管理についても、道州制というのが展開されて、そして北海道に相当の権限が移譲されることによって、北海道みずからが北海道の地域事情に合った、そういうエゾシカ管理、個体管理ができるようになるということが一つ言えるのではないかとこのように思っております。

農地もそうだと思います。農地も国の縛りによって有効利用ができないために、遊休地となってしまう農地が道内にかなり数多くあるかと思っております。これを例えば、北海道独自の仕組みをつくって、遊休農地にトウキビを植えて、そしてそこにエタノール燃料をつくと。そうするとまさに、新たなエネルギー産業が北海道から育っていくということもできるのではないかとこのように思っております。

それから、高橋知事も言ったように、大型連休というのは5月です、今我が国では。でも5月というのは北海道の場合まだ寒いわけですから、この連休を6月に例えば一月ずらすということも考えてもいいのではないかとこのように思っております。例えばの例でありますけれども。そうしたような、北海道の地域事情に合ったそういう仕組みというものを、北海道の人間が考えて、そして実現していく。国が一律の基準を定めて、それに唯々諾々と従うのではなくて、あくまでも地域の住民が地域の事情に合った形でみずからが基準を定めて、それで行政を展開していくということが必要なのではないかとこのように思っております。

最後に8ページになりますけれども、今までは中央省庁から補助金をもらうということで、何回も上京して陳情、要望を繰り返して、そしてお金をもらって仕事をしていく。それが権限とか財源が地方に移ることによって、お金もそれから情報も、また人も企業も、地域に、地方におのずと集まってくるようになると思っております。東京一極集中が緩和し、また道内においては札幌一極集中が緩和される、そういう一つの道になるのではないかとこのように思っております。それから、もう国が決めているのだから、もうこれであきらめる、仕方ないと思うのではなくて、国が決めている基準を自分たちが決める、そして自分たちが自分たちの責任で自分たちの地域社会をつくっていく、これが道州制のねらいとするところであり、道州制特区推進法のねらいとするところでもあります。

きょうは、これからまた委員の皆様からもご意見をいただき、そして皆様と忌憚のない意見交換をさせていただく中で、この道州制がねらいとするところ、道州制特区推進法案がねらいとするところを是非ご理解をいただければというふうに思っておりますので、もう少しおつき合いをいただければというふうに思っております。

雑駁な説明でありましたけれども、以上で私からのお話を終わらせていただきます。あ

りがとうございました。（拍手）

○川城局長：

ありがとうございました。

各委員、そして副知事と皆様方との意見交換会を進めさせていただきたいと存じます。この地域意見交換会では、道州制推進道民会議の委員の皆様、14人いらっしゃいますけれども、6会場分担していただきましてご出席をいただいているところでございます。本日は3名の委員にご出席いただいておりますので、委員の皆様、どうぞ壇上にお上がりいただきたいと存じます。山本副知事もお願いいたします。

それでは改めまして、3名の委員を私の方からご紹介させていただきます。

まず、一番向こう側、北海道観光連盟副会長でいらっしゃいます稲村健藏委員でございます。（拍手）

それから真ん中、地域づくりネットワーク北海道連絡会議副会長でいらっしゃいます谷一之委員でございます。（拍手）

そして一番こちら側、北海道大学公共政策大学院助教授でいらっしゃいます、山崎幹根委員でいらっしゃいます。（拍手）

それではまず、道民会議の委員の皆様、これまでの道民会議での議論などを踏まえまして、委員ご自身のお考えでありますとか、道民の皆様へのメッセージなどにつきまして、大変恐れ入りますけれども、お一人10分程度ずつということでお話をいただきまして、その後、会場の皆様との意見交換会に入らせていただきたいと存じます。

それでは、こちら側ということで、恐れ入りますけれども、山崎委員から順番にお願いいたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○山崎委員：

ご紹介にあずかりました山崎と申します。高いところから、また座ったところから失礼させていただきます。与えられた時間は10分でございますので、申し上げられることというのは非常に限られてございますので、私の所見について簡単に申し上げたいと思いません。

まず最初に、今、山本副知事からもご紹介がありました道州制特区法案でございますが、ご説明をいただいた方を隣にして大変恐縮なのですけれども、私はこの特区法案に対する評価というのは、是々非々の立場に立っております。それはどういうことかと申しますと、まずこの特区法案を我々がどういうふうに評価するのか、この評価の基準、物差しをどこに設定するのかという点にあります。これはあくまでも北海道の自治、分権を強化することに資する改革なのかどうなのか、ということ判断の基準にするということが大事だというふうに思います。そうした判断の基準に照らし合わせて言うならば、今回の特区法案というのは「半歩前進」であろうということとは言えると思います。改めて私などが指摘するまでもなく、やっぱり権限移譲項目が少ないので、果たして道民生活がどういうふう

これで変わるのかというのは、この法案自体の中身でいうと分かりにくい。また、逆に言うと今後の課題、これからこうなりますよという話が多いので、やっぱり分かりにくいというところは否めないというふうに思います。

ただ、先ほど副知事の説明もありましたように、このような少ない権限移譲項目であっても、今回のような法案の枠組みでなければ実現しないというのも、現代日本の中央集権的な行財政制度の現実であるということも、あわせて見ておかなければいけないのかというふうに思います。であるがゆえに私は、「半歩前進」というような評価をいたしたいと思っております。

また、これから北海道庁さんが中心になって、道州制特区法案の可能性を道民の方々あるいは市町村の方々に考えてもらうということをやりますが、ただそれをする前に、私、もう一つ道の方々に申し上げたいのは、あるべき北海道の長期ビジョンを、総合的にかつ一体的に示すべきであるということです。これはどういうことかと申しますと、今晚はこの道州制のことで皆様にお集まりいただきましたけれども、別な機会には市町村合併についての懇談会というのがあります。また、支庁制度改革もあります。さらには今、北海道庁さんを中心に長期総合計画をおつくりになっていますが、また同じようにこういう形で、地域で住民の方々との懇談会をやるわけですが、こういうのをバラバラで、計画は計画、合併は合併というのではなくて、あるべき北海道の長期ビジョンを一体的にどういうふうに考えるかというのをつなぎ合わせて、関連づけながら考えていくということが、今年、来年のこうした大きな改革を前に、求められていることではないのかなということ、を、まず申し上げていきたいというふうに思います。

次に、きょうは旭川にお邪魔をいたしまして、皆さんと勉強をさせていただいているわけですが、地域の目線からこうした道州制改革というのをどう考えるのかということであるわけですが、三つの点について簡単に申し述べさせていただきたいと思っております。

まず、第1点目として申し上げることは、これから中長期的に都道府県機能の空洞化現象というのは進行するだろうということです。この壇の上にも、「道州制」という三つの文字が書いてあるわけですが、これは翻訳し直すと「都道府県制度の改革」、もっと言うと「都道府県制度の解体」かもしれません。と申しますのは、全国の中でも道州制改革に非常に熱心な府県さん、あるいは知事さん、結構いらっしゃいます。そういうところで何が起きているかということ、そういう県内の市町村の数が激減しているわけです。そして県庁の仕事がどんどん市町村に行っていると。あるいは県境をまたがる広域行政への対応に迫られているということがあるわけです。ですから、こういう都道府県機能の空洞化現象、これは北海道ではなかなか起こっていませんが、全国的に見ると、中長期的にそういうふうになっていくだろうと。だからこそ、道州制という議論が北海道だけではなくて全国の地方自治の改革の目玉になっているということ、を、押さえておく必要があるのではないのかなと思います。

また、第2番目でございますが、ここ数年の国の行政改革、あるいは地方制度改革、あ

るいは北海道開発制度の見直しの過程をずっと見ていますと、今言ったような北海道に関する地方制度の改革の見直しが、突然起こるということがあり得るとことです。すなわち、今までの政治行政の常識では考えられないような政治決定のされ方というのが進められると。そうすることによって、我々の地方の意見というのが十二分に反映されないがまま改革が起こるということが出てきます。こうした場合に、当然国に対する反論、異議申し立てというのは、非常に大事だというふうに言えます。

やはり北海道が持っている不利条件、広域積雪寒冷地域であるところというのと、本州のほかの府県と一緒にされては困る部分というのは当然あって、そういうことに対してはきちっと物を言う必要はあるのですが、ただ他方で、いつ何時、国がどういうふうにやってくるかわからない。厳しい財政状況への対応としての行財政改革に、いかに地域の側から対応するのかという戦略も、きちっと地域の側で持っているということも重要であるということ、2番目のことといたしたいと思います。すなわち、国の行革あるいは地方制度改革などが、今までの常識では考えられないような形で突然決まってくるようなこともあり得ると。だから、そうしたときの対応を、今からどういうふうに考えておくのかということも必要だということでございます。

また、3番目でございますが、これからの自治分権をどう考えるのかというのは、これはどの方にも意見は共通しているかと思いますが、市町村中心でもってどのような地域づくりをしていくのかというのを、市町村中心に主体的に考えていく必要があるということです。これは具体的にどういう場面でどういうふうに考えるのかと申しますと、例えば今、道のところでも、また国のところでも、長期総合計画の見直し、次期計画への策定の準備というのをしておりますが、恐らく市町村の中でも、そうした長期総合計画づくりの作業をされていると思います。これからのさまざまな厳しい状況、さまざまな激変する状況に対応してどういうまちづくりをするのかというのを、例えば総合計画をつくる場面できちっと議論をする。あるいは合併をするのか、自立なのか、あるいは連合なのかという、そうした選択を迫られるときに、どういった地域づくりを目指していくのかということをも具体的に考えていく必要があるのかなというふうに思います。

とにかく市町村中心でまちづくりを具体的に考えていくということが、これから求められていくわけですが、その際、重要になるのは、より少ないお金でより最大の効果を生じさせるような、行政経営のきちとした仕組みをどうやってつくるのか。さらには、地域住民と一緒に物事を考えて決めていくという、住民参加の仕組みづくりというのを、あわせてどういうふうに考えていくかというのが、これからの市町村中心の地域づくりということであるのかなというふうに思います。

少ない時間で、ちょっと急ぎながらしゃべってしまっただけで恐縮ではございますが、取りあえず私のコメントを以上とさせていただきます。ありがとうございました。

○川城局長：

ありがとうございます。

続きまして、谷委員からお願いいたします。

○谷 委員：

どうも、皆さん、おばんでございました。ご紹介いただきました谷でございます。

私はこの管内、下川町で生まれまして、現在も下川で小さな商売をしている者でございます。機会があつて、こういう道州制の委員として携わることができまして、また違った視点で北海道を見ることができまして、大変嬉しく思っている一人でございます。

この道州制につきましては、後でまたお話しいたしますが、平成15年の道州制の推進会議の時から携わっておりまして、現在は今年の道州制推進道民会議ということで一翼を担っているところでございます。この辺の経過については、後でお話しさせていただきたいと思ひます。

その前に、道州制に直接関わりはないのですが、せつかくの機会でございますので、少々地域振興に関するPRをさせて頂きたいと思ひます。皆様のお手元に四つほど資料を配付させていただきました。まず、北海道遺産についてであります。これは全道で52カ所選定されておりまして、平成13年、16年と、一次、二次に分けて選ばれたものでして、52の遺産が誕生したのでございます。これらの遺産をDVDとして作成いたしまして、皆様に広くPRをしていこうということで進めているものであります。

次に、北海道の市町村区域図についてですが、これは5年に一度作成しているものですが、今年の3月31日をもって、道内212の市町村から180になりました、この行政区域を支庁ごとに色分けし、さらに、昨年行われた国勢調査の概数、そして面積を市町村合併の面積で計算いたしまして記載したものでございます。

是非、デスクマットの上にも置いていただいて、北海道を眺めていただければと思うところであります。

さらに、高速道路の漫画ブックレットであります。これについては全国に比較して、北海道の高速道路整備というのが遅れておりまして、この件については行政に任せるだけではなく、民間同士がしっかりとネットワークを図りながら建設推進に向けて努力していこうではないかということで、今年の12月に全道で活動する6団体の一つにまとめまして、このようなブックレットを作成し、広くPRをしているところであります。この後、シーニックの話もあろうかと思ひますが、シーニックバイウェイとか北海道遺産、世界遺産のPRも、後編の中でデータとして掲載させていただいております。是非、お目通しをいただければと思ひます。

また、最後に黄色い紙でありますけれども、これは先ほど来、山本さんや山崎さんが言っておりますように、地域のコミュニティを創造する際に、いかにネットワークを図りながら、自分たちが地域で様々なことに自己決定して自己責任を持つかということであります。

その一つのきっかけとして、上川管内の北部、中部、南部のそれぞれの人たちがお互いに情報交換をしていこうという趣旨で、この9月30日に開催するフォーラムであります。

それで、皆様にPRとしてお配りしたものでございます。是非ご参加をいただいて、管内のそれぞれの地域のことで理解していないところについて、情報交換などをしていただければ幸いかと思うところでございます。

さて、道州制のお話しでございますけれども、私は道州制というのを違う言葉に置きかえてみますと、「国際社会の中の北海道の自立」というような置きかえの仕方をさせていただいております。先ほど道州制や道州制特区について、山本さんの方からいろいろとお話がありました。私の方からは四つほどお話をさせていただきます。ちょっと早口になります。一つは道州制の背景についてであります。次に道州制推進会議あるいは道民推進会議の経過について。さらに、特区推進法の課題と展望、最後に基礎自治体としての市町村自立とコミュニティの強化、というところについてお話ししたいと思います。まず、道州制の背景についてでございますが、ご存じのように、北海道は明治2年に開拓使が置かれ、函館に出張所が置かれたわけでございます。このとき開拓史次官でございました黒田清隆が北海道を「寒冷地文明の新天地」と位置づけ、この時にフロンティア精神という志を政府の命を受けて北海道に投げかけをしたわけでありまして。まさしく私たちは今、このように閉塞感ある時代の中で、フロンティア精神を持ってさまざまなことにチャレンジしていかなければならない時期に入っていると思っております。

しかし、それぞれの地域はもちろんのこと、道民の方も感じてはいるが、なかなかきっかけがつかめないというのが現状ではないかと思うわけでありまして。

明治2年、開拓使が置かれたとき、北海道の人口は5万8,000人でした。

その後、300を超える府藩があったわけですが、廃藩置県により、どんどん廃藩が進められ、さらに明治23年に府県制が制定されて、今の前身である3府43県ができ上がったわけですが、このとき北海道の人口は55万人で、先ほどの5万8,000人から約10倍に増えております。そのときの日本の人口は4,000万人でございましたので、現在の1億2,600万の約3分の1の人口が明治23年当時だったということです。

その3府43県の区域が110年たった今でも47都道府県ということで、枠組みがほとんど変わっていないことになります。

例えば、人口の一番少ない県としては島根県が60万人程度であります。一つの市である横浜市は、すでに政令指定都市になっておりますが、人口は350万人を超えてまでに増えております。このような広域行政区域の大きなひずみが、110年の歴史の中で全国に起きているというのが実態でございます。

さて、ここで道州制の議論が昨今クローズアップされてきた背景について4つの点についてお話しをしたいと思います。

まず、一つめであります。第二次世界大戦で日本は敗戦いたしました。その後、アメリカから来たシャープ使節団が、地方分権、分権改革を唱え、それから60年の年月が経過致しました。この道州制の議論というのは、昭和の初期時代から都道府県合併や、また道州制の議論が脈々と様々なところで行われてきたわけでありまして。平成に入りましてから

11年に地方分権一括法が制定されまして、12年の4月に施行されたわけでありますが、道州制を議論する一つの背景として、この地方分権一括法というのが大きなターニングポイントだということになります。

それから二つ目は、国と地方の役割を明確化していこうではないかということです。

特に行政サービス、いわゆる公共サービスというものは、地方自治体が担うサービスが全体の3分の2を占めているわけですし、国の役割というのはもっと大きな視点で見てもらえる、そういうような仕組みづくりというのが必要ではないかと。特に、国の役割の中では三つの大きなカテゴリーに分かれておりまして、外交とか、防衛とか、あるいは通貨、生活保護など、こういうところのいわゆる全国の共通項的な部分、あるいはまた世界に対して様々な政策や施策を提案していくという大きな役割というのが実際に必要ではないかと思います。その他の住民に身近な公共サービスは、それは地方自治体が行うのが望ましいのではないかとというのが、二つ目の背景であります。

三つ目は、地方に裁量権をもたらす自主財源の確保と活用ということでございます。

ご存じのように、小泉さんは三位一体改革を推し進め、3兆円規模の三位一体にかかわる財源を地方に排出したわけでありまして、地方はこれぐらいの金額ではまだ三位一体改革になっていないということで、全国の知事たちがいろいろ訴えているところであります、このように地方分権の中で、三位一体改革が進められてきたというのが、道州制の背景の一つでもあるということです。

それから、背景の四つ目としては、国と地方の行財政改革の布石というのがございます。

北海道において、道州制を推進するときが一番問題になったのは、国と地方の行財政改革の布石が、あまりにも先行し、クローズアップされ過ぎたために、国の支分部局の統合問題とか、開発局の縮減問題とかが矢面に立ってしまったというのが実態であります。

しかし、いずれにしても、道州制の背景の中には、今申し上げました四つの要因があったというのが、ここ数年来道州制がクローズアップされてきたということでもあります。

さて、道州制の推進会議であります、私ども現在14名が委嘱されているところですが、それ以前の委員会では7名のメンバーで構成されておりまして、これが15年の10月に設置され、議論がスタートしたのであります。このときの五つの論点として、このようなキーワードでございました。規制緩和、権限移譲、税財源移譲、それから国の支分部局の機能統合、そして道州制の先行実施であります。ただこの五つが短い期間の中でバランスよく議論するというのが非常に難しかったわけでありまして、そこで最初にクローズアップされたのが、特区にかかわる推進プランということでありました。ただ、最初の7人の委員の中で、この道州制あるいはまた道州制特区というメリットが、実質どういう具合にして理解して、そして皆さんに伝えることができるのか、大変苦労したのであります。

特に道民の皆さんの一番の関心事は、いわゆる地域の中で、安全・安心な生活を送れるということでもあります。また、様々な制度において、規制が緩和されることによって起業化が促進され、雇用の場が広がるということが非常に大きな関心事になります。

それからまた、税金とか負担金とか利用料金とか、このように住民生活の直接関わるものの負担が少なくなるというところも関心の高いところでございます。

道州制を進める上で、推進プランとしてどのような必要なのかということについては、先ほど山本さんからお話がありました。しかし、これに基づいてさまざまな規制緩和などの案を国の対して投げ掛けしたのですが、なかなか渋くて道が開けなかったというのが実態でございます。現在は、道州制推進道民会議の中で、これからさらにクローズアップしていこうというのは、単なる小さな道州制の芽をつくることだけではなくて、アジアとか世界、このような地域も視野にいれながら、北海道としての地域性、や特性をどういう風に表現していくかということが大事なわけでありまして、また、その小さな芽もこれから生活者の視点の中で何か拾い上げることができるのではないかと議論されておりまして、このようなことを念頭におきながら推進会議が進められているところであります。

推進法の課題でございますけれども、先ほど調理師養成施設のものとか、あるいはまた指定医療機関の問題等についての項目がございましたが、実態は今山崎さんが言われたように、まだこの推進法の中身については小粒でございます、このような議論をまずは押し進めることによって、また違う新たな道が開けていくのではないかと考えております。

その糸口が見いだせるように、この推進法を是非成立していただくことが大事であり、しっかりと国会の場で議論をしていただきたいものだと思います。

これからの展望としては、北海道が財政再建のみの実験場にならないようにすることであり、またそのような財政課題をクリアできるようにさらに努力していきたいものだと思います。そして、地方自治体としての道や市町村の負担が少しでも減少するようにするには、どのような方策をとっていくべきなのか、道民みんなで議論し、そして国に対して強くアプローチしていく必要があるのではないかと考えているところであります。

さて、最後になりますが、基礎自治体としての市町村、あるいはまたコミュニティの強化でございますが、いずれにいたしましても、現在、市町村合併とか、支庁の再編問題が頻繁に表舞台に出ているところですが、これからは市町村の職員がどんどん減少してまいります。その中で、やはりシンクタンク機能を有した政策集団としての認識を、是非市町村職員の方々にお持ちいただきたいと思うところでございます。官から民へという言葉がございますけれども、先ほど述べましたように、指定管理者制度とかPFI、或いはPPPなど、新しい仕組みづくりが出ておりますけれども、責任の所在はやはり官にあるわけでございます。そういう意味では、しっかりとその辺を認識しながら、政策集団としてのご努力をこれから願えればと考えております。また、私たちコミュニティの中で生活する者として、行政だけでは対応し切れない、そういう公共サービスも積極的に担っていく受け皿づくりというのが必要になってくるのではないかと思います。

最近では、ソーシャルキャピタル、いわゆる人的な社会資本を創造していくには、地域の住民間や組織間のネットワークを大いにつくることであり、それにより、地域のコミュニティを少しでも強化され、住みやすい環境が出来上がっていくのではないかと考えており

ます。

○川城局長：

ありがとうございました。それでは、最後になりましたが、稲村委員からお願いいたします。

○稲村委員：

こんにちは。地元の稲村と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

道州制特区の問題、推進会議の問題、山本副知事から簡潔に、皆様方にわかっていただけるような説明をなされました。2人の先生方から今説明がありましたので、私は若干崩して話していきたいと思ひます。

道州制とって、今始まったもので絶対ないわけでありまして、思い出してください。古い人たちは、堂垣内道政のころに、北海道はこのままでいいのだろうかということで、本州と同じやり方でいいのだろうかということで、北海道に北海道開発庁をつくったり、北海道がこのまま、飛行場が札幌と函館だけでいいのだろうか、そんなことが言われて現在は皆様ご承知のように、地方、離島空港も入れれば16の空港がある。こんな県はどこにもないわけでありまして、また、国の直轄が入っているところもこんなに、北海道だけということは、沖縄開発庁と北海道開発庁というのは、これは二つしかありませんので、こういうことも実は分権論から始まったわけでありまして、今その省庁が問題視されておりますけれども、今まで北海道に与えた影響というのは大きなものでありまして、私どもは北海道という一つの家庭がきょうまで生存してきて、これから分権に入っていく、道州制に入ってくる入り口で、国から言われたからやるのではなくて、北海道自身が今これから自立するためにはどうあるべきかということ、長い間論議をしていただきました。業界別とか、それからそれぞれの知識者の話題の中でいろいろ研究されてきました。今回、この道州制の問題が、高橋知事は国との話し合いの上で正式に設置をされたということでありまして、私どもはその役員の一、委員の一になって、自分たちのテリトリーをきちんと話し合いながら、総合的に北海道の未来というものを語り合い、それを道議会とか、市町村会とか、いろいろなところにフィードバックして意見を聞きながら、それを集約したものを道がまとめて国と折衝をしているということでもあります。

4日ほど前にある自民党の総裁を決める討論会が札幌でありました。私にも指名がありましたので行ってきましたが、3人とも道州制は完全に国会を通し、3年以内に完璧に北海道がモデルとなるような制度にしたいということ、特に強力なリードしている人が明言をしておられたということですから、山本副知事が言われたように、これは幻で終わるなんていうことは絶対ないわけでありまして、また、あわせて道州制ということとはどんなことかということ、皆さんの話でわかると思ひますが、私ども一つの実験をしました。

見ていただいていると思ひますが、今から80年前、十勝岳が大噴火をして、旭川からこの美瑛の丘からちょうど占冠あたりまで、三浦綾子の泥流地帯という本になったように、

瓦れきの山になってしまった。開拓者や先人は、血の出るような努力してもどうにもならないところだった。だから、この街道というものは、農業土木、総合的な開発予算というのは、恐らく全国で一番投入された地域でありまして、三浦綾子が泥流地帯と書いたとおり、あの地帯は、今はラベンダーが咲き、イモの花が咲いて、きれいな丘があって、「大自然すてきだね」と、実は地元の人ですらもそう言うことになりましたけれども、あれは自然でなくて、つくられた大自然でありまして、ああいうものを私どもはこれから道州制でつくっていかうということです。

あそこに休耕田はありません。あっても、今一生懸命そういうものを転換しようとしているわけでありまして、この南北海道、要するに旭川から見ましたら、旭川から占冠ルートというのは、リゾート法に適用された地区でありまして、皆様ご承知のように、ニセコルートもリゾート法で、あのリゾート法で占冠やトマムは大規模な開発をした。そしてみんな倒産した。これは評論家のいろいろな意見を聞いてやったのですけれども、あの後整理をどうするのだということで、私どもはこの地域に、花人街道という名前をつけて、地域が連帯をして、それこそコミュニティと地域の住民と農業者や商業者、みんな一緒になって、この街道を何とかしようということで十数年間やってきました。その中で私どもは、こういうものを何か今世界で、どこでも言われている環境や観光や景観とか、こういうものとあわせて、行政とかいろいろなものとリンクして何か方法がないかということをお話し合っていましたら、政府で、特に国土交通省がその案を取り上げていただいて、各大学の教授とか研究者を集めていただいて、モデルルートをつくらうということで話ができました。それがここの谷さんがつくった本の何ページ？ 34ページにシーニックバイウェイ北海道というのがあると思います。皆さん読んでください。

この国土交通省の、私も政府委員の一人として選ばれて、今2年間かかって大雪・富良野ルート、旭川から占冠・トマムまで、それから支笏湖・洞爺・ニセコルート、これは千歳からニセコや支笏湖、あの周辺を全部含んでニセコルート。それから東オホーツクシーニックバイウェイルートというのを、四つ制定をいたしました。今準備をしているのが、天北オロロンラインルート、釧路湿原・阿寒・摩周ルート、それから南十勝夢街道、十勝平野山麓ルート、函館・大沼・噴火湾ルート、全部で九つ今ルートに挙がっております。

昔は、皆さんご承知のように参勤交代といって、街道全部が大名や殿様が通るような場所ですから、自然に何百年かけて投資をして街道が景観にかなう、そして地域の人たちが潤うようなまちづくりをやってきたのですが、北海道は、それより飯を食わなければならない、何とか開拓しなければならないだけで過ごしてきましたから、そういうものはなかったのです。私どもがこういうところに、特に景観とか観光とか環境を中心にしたルートをつくって、北海道というものを10ぐらいのルートに分けて、それが地域全体でやろうということで、実はシーニックバイウェイという名前をつけて、北米で実験をされたり、ヨーロッパで実験されて、爆発的に今動いております。この地域間、行政の区間内関係なしに、官庁が関係なしに、全部一緒になってやろうということです。

ですから、このルートというのは、北海道開発庁とか国土交通省が主幹をしていますけれども、決して国だけの国道だけでなくバイロード、要するに市町村ロードも全部入っているのです。それから、国土交通省と関係しながら農業の問題とか、通産省の問題とか……。例えば皆さん、ここに美瑛の方おられると思います。美瑛のまちを見てください。あれは通産省のモデルルートでつくりました。看板は全部木でつくって、幅の広い、そして個性のある店舗をつくって、一つのコミュニティをつくった。そのとおり、美瑛はまちと自然の丘と共有してすばらしい地域になって、今この地域ではペンションが一番多い地区になってきた。それだけ人が集まってきた。あわせて、北海道以外から移住する人たちが圧倒的に多いのは美瑛なのです。この富良野ルートなのです。ですから、今シーニックバイウェイで私どもは、規制の中でもこれまでやれたのですから、今度は規制を緩和して、北海道は州にして、北海道は一つだからこれは簡単だと言うけれども、法律は今のとおりだったら、やはり時期にきてまた逆戻りすることは、皆様方、省庁の法律というのは必ず幅が広くて、財政の問題でも、いろいろな規制の問題でも、防衛の問題でも、国会で論議されたり政府が答弁する枠というのは法律を、刑法ですら幅が広いのです。ですからこの北海道が今これからやっていくには、法律そのものを変えていかなければ、絶対また逆戻りするときがあるだろう。

それから、日本が絶対に今のままではやっていけないということは、日本人全部わかっているわけです。ですから、1ページに載っているように九州、沖縄、そして四国4県も一つ、それから東海、中国、それから近畿、それから東北6県、関東、北関東と合わせて9つか10ぐらいの州に分けようというのが、この省庁と全部で、政府で考えた一つの試みの案です。このことに北海道も含めて、各都道府県や知事会が全部賛同して、初めてこういう法律ができてきたり、案ができてきたわけで、決して北海道だけが動いているわけではないのです。

今、副知事もおられますけれども、私ども道州制の道民会議は、この北海道がモデルになって、あとの府県が反対するような、財政的に困る、制度上困るようなものには絶対、国もしたくないのです。ですから、これは北海道モデルになって、九州が、四国が、絶対道州制を取り入れたいと言われるようなモデルをつくらうというのが私どもの考えなので、このことを皆様方にご理解をいただきたいです。北海道は実験の場でなくて、全国の中でモデルになって、全国がこれならいけるぞとってみんなが集まってくれるような、法律と制度をつくらうということでもあります。

一つの行政区の中で全部何でも、百貨店をやろうということではなくて、北海道全部が一つの百貨店ということを思ってください。そして、その北海道に210の部屋は要らないのではないだろうか。北海道には、何ぼ500万道民がおっても30か40ぐらいの部屋があれば、みんながコミュニティを形成できる。百貨店として10階建てぐらいのビルだったら、何とか買い物できるのではないかと、私どもは論議をしてきました。その中で、やはり床の間の役を札幌がしていたら、旭川は茶の間の役とか、中にはつらい場所にも面している地域

もあります。そういうところに、同じ家族として手を差し伸べられるような法律をつくっていこうというのが、私どもの道州制の基本にあります。

だから、これからいろいろなことで知事を先頭にして国と折衝しますが、皆さん方が納める税金が、逆にフィードバックでなくて、直接使える、そして防衛や外交だとか、福祉だとか、そういう基本的なものだけは国が行う。あとは、北海道が自主財源できちっとやっていけるような、税制を含めて変えていこうというのが道州制の根幹でございます。ですから、皆様方からこれからいろいろなご質問をいただきますが、北海道という家が、国からお米をもらわなければやっていけないのではなくて、当然の権利として財政とあわせて権限も移譲を受けて、みんなで知恵を出して話し合っ、北海道らしさ、今、谷さんが言われたように、ヨーロッパや北米やラテンアメリカが、やはり私たちの身近にある、そしてアジア全体が、私たちとも共有できるような北海道をつくろうということでもあります。今、北海道には年間にチャーター便、定期便を合わせると2,000機以上の海外からのチャーター便や定期便が入っております。もう外国と日本の壁というのはどんどんどんどん薄らいでいって、これからはアジアの中で北海道というものを商品として売り込んでいって、投資先としてやはり投資してもらおう。それから北海道の物産を海外にどんどん持っていけるような北海道をつくっていこうということでもあります。私どもの子供や孫の時代に私どもが残した負の遺産というものだけは残したくない。

ですから、北海道というのは、これから道州制になって、地方税で税金も全部ちゃんとコントロールできる時代がくるのでしょうか。例えば、福祉だとか教育だとか、国が一定の権限で、法律でやる以外に、例えば教育の中で北海道だけで特区で、皆さん高校卒業するまで、二十歳まで子供の教育費は無料にするよとか、国民健康保険と社会保険は相当の差があって、国民健康保険だけでは食べていけない。そんなことがありますね。こういうものを是正していくような北海道の権限というのを、これからいろいろつくっていかねばならないというふうに思っております。

いろいろなことを、たくさん提案ありますけれども、一つ一つこの法令をやれることから見直しをして、着実に北海道のカラーをつくって、官民合わせて適切な財政の支出とそれから仕事をやっていって、道民が安心して暮らせるようなまちづくりや地域づくりをしようというのが基本にあることを、ご理解をいただきたいと思えます。

以上、簡単ですけれども、ちょっと崩して私がお話をさせていただきました。ありがとうございました。

○川城局長：

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして会場の皆様と道民会議の委員、そして山本副知事との意見交換に入らせていただきたいと思います。

ご意見のある方は挙手をいただきまして、係の者がマイクを席までお持ちをいたしますので、恐れ入りますけれども、ご起立の上、よろしければ所属、お名前などいただいでか

らご発言をしていただきたいと存じます。

やり方として、ご意見、ご質問などは一まとめ、三、四人の方のご意見、ご質問を一まとめにさせていただきまして、そして壇上の委員たちに振ってお答えいただく。それを繰り返すというようなやり方をしていきたいと思います。

なお、できるだけ多くの方からご意見をいただきたいと思いますので、ご意見、ご質問につきましては簡潔に1分以内程度で、恐れ入りますけれども、ご発言いただければと思います。

それでは、どうぞ挙手をいただければと思います。どうぞ何か。

どうぞ、お願いいたします。

○上富良野町議員：

上富良野町の者として、議員と約1,400人ほどの住民会長をやっております。お話をお伺いしております、山崎先生のお話がよくわかりまして、山崎先生とお話するようになるかなと思います。

先が見えない、現実を見て。ということではありますが、確かに、道がやるべきこともやらないで要求ばかりしているようにも見えないこともないのです。それは3人の先生方も既に言っております。それで我々は、夕張以降、住民はみんな財政に不信を持っております。この辺のところ、よくお考えいただきたいなというように思いまして、第2、第3の夕張になるのではないかと。そして、小規模自治体というのは、まず市長、村長がおって、議員がおって、公職者がおって、職員がおって、さらに屋上屋の3ないし4の一部事務組合という、こういう金食い虫なのです、一部事務組合というのは。こういうのを持っているほかに、これが全部、道外研修であるとか、もう海外研修はしていないと思いますけれども、研修研修ということで、全部住民が養っているというか、負担を持っているわけなのです。

それでもって、私は住民長でございますけれども、コミュニティにつきまして、コミュニティは役場がなくても町長がなくても、議員がいなくてもできるのです。職員がいなくてもできるのです、このコミュニティというのは。私たちのところはパトロールを1週間、5日間、ずっとパトロールをやって子供たちを見守っておりますし、それから消防庁から100万円の補助をいただきまして防災資材を持って、今毎月、私、町内会にお願いして、全部それを使っての防災訓練をやっていただいております、こういう防災訓練って日曜日にやるのですが、住民は説明をしてお話をすればよくわかります。絶対ばかではありません。ですから、ここのところはよく住民を尊敬していただきたい。

先ほどから出ています合併なのですが、要するに説明がないのです。何の説明もなく、例えば富良野圏でしたら、もう合併はやりませんよと、いきなりそういうことを言っておりますけれども、これはやはり合併協議会を立ち上げて、そして情報をしっかりと住民に流していただければ、議員と町長と同じ感覚で判断をするのが住民だと、私は受けとめております。

それと、今のままでいくと職員にやる気がなくなります。お金ないのでですから何もできないから、やるな、動くな、やるな、動くな。やることといたら土建屋にお願いして、今までの行政はどっちかといえば、金ばらまいて仕事をさせていたと。それがコミュニティを壊してきていたのですが、それができないから、今度は職員が行って作業を、道路の壊れたところ直すとかということで、年収600万の職員が300万の工事の人たちと同じような作業をするという、そういうようなことも出ております。

それで、この住民の不安除去をするためには、どのようにしたらよろしいでしょうかと思うのですが、先生、どうでしょうか。

○川城局長：

山崎先生、ご指名なのでよろしいでしょうか。

○山崎委員：

ご質問どうもありがとうございました。改めて説明するまでもなく、やはり説明責任というのをいかにきちっと、仕組みとして実践するのかということだと思います。

例えば自治体の予算であれば、予算書を今非常にわかりやすく住民に対して説明するような試みというのは、北海道中でいろいろな市町村さんがおやりになっていますよね。あるいはそういう説明会といった、そうしたことをいかにきちっとしていくのかということ。あるいは他方で、行政評価ということが言われておりますけれども、そうしたことをきちっとやり切って、住民からいただいたお金をこういうふうに使っていて、こういったむだを直すのだということをしつかりと説明する。ここはだから、説明責任の仕組みをいかに整えていくのかということが大事なかなというふうに思っております。

また、合併についてもご意見いただきまして、ありがとうございます。確かに合併については、一番多い市町村さんのご反応というのは、「なぜまたか」ということだと思いますが、それについては、「なぜまたか」ということについては、道の側がきちっとした説明をしてあげる役割、責任があると思っております。これは国の政策、行財政をめぐる流れというのが、やはり5年前とは違った形でかなり厳しい風が市町村に対して強まっているということでもあります。

また、具体的な状況につきましては、合併審議会でも6月に答申を出しました。そこでかなり細かく、なぜ今市町村をめぐる状況が厳しいのか、あるいはもう一度考えていただきたいのかということがありますので、そちらの方を是非ご覧いただければなと思っております。

とりあえず、私の方からは以上でございます。

○川城局長：

ありがとうございます。

では、山本副知事、お願いします。

○山本副知事：

今、合併の大変重要な指摘をいただいたかなというふうに思っております。協議会を立

ち上げて議論すべきであるとか、情報提供をすべきであるというご指摘いただきましたけれども、まさにそういうことだと思います。少子高齢社会ですし、それから人口減少、そして財政が大変厳しくなっていますから、今のままの体制で果たしてそういう行政サービスが十分になし得るのかどうかということを、やはりもう一度原点に戻ってご議論いただきたいというふうに思います。そういう意味で今、山崎先生がおっしゃったように、道庁としてはなぜ今合併論議が必要なのかということ、きちっと説明していかなくてはならないのかなというふうに改めて思いました。そして、情報提供もきちっとやっていかなければならないかと思えます。そういう中で、是非住民の皆様が合併協議会等々で将来のまちづくりについて議論をしていただければ、というふうに思いました。ご指摘ありがとうございます。

○川城局長：

ありがとうございます。すみません、三、四問まとめてということだったのですが、今、山崎先生のご指名ということだったので、1問1答の形で1回お答えをしました。

またもとに戻りまして、三、四問まとめてということでお受けしたいと思えます。いかがでしょうか。

どうぞ、挙手をしていただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

何か補足とかがもしあれば、山本副知事、委員の皆さんいかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○谷 委員：

先ほど、皆さんから出ておりましたように、北海道がモデルとして、この道州制を進めていくのだということですが、先週、釧路で一般参加者の方からご意見や質問があった中で、沖縄の経済特区の話が出ておりました。沖縄は既に1999年だったと思うのですが、情報通信にかかわる特区と金融特区というのを行いまして、さらにその際のアメリカの基地問題のときに、普天間から名護に移ったのですが、これを機会に地域のメリットとして高速道路の30%割引というのを行ったのです。これは法律をつくって制度化して、ある意味では時限立法化して、10年期限にやろうではないかというものであります。

そして、金融特区の場合には、税法上のいろいろなメリットをつくるために優遇制度を設けたわけです。例えば、法人税の35%をディスカウントするなどであります。

わが北海道としても、このようなことを制度設計するために、地域の中で様々なアイデアどんどん出すべきではないかと考えております。ただ、地方分権には、自己決定、自己責任の責務がありますので、何でもすべてがメリットにならないということでもあります。

そういう意味では我慢しなければならないものはしっかりと我慢して、しかし、自分たちが自立でき得る、そういうような知恵を働かせ、それに行政がサポートしていくというのが、これからの北海道に大切なことではないかと私は感じています。

今、北海道もNPOが1,000を超えました。全国では2万7,000を超えているそうであります。すでに進められております構造改革特区は、今後も推進されていくよう

であります、現在全国で878が認定され、そのうち北海道は81におよびます。実に1割のアイデアが出されているわけです。地域再生計画も同じでございますが、このようにどんどん地域の声を地域の中で議論し、そして外へ出して行って、情報の受発信を大に行うことにより、北海道全体が一つとなり、ネットワーク化を図っていくべきではないかと思えます。その一つにこの道州制、あるいは道州制特区というのがきっかけになることができるのではないかと感じているものです。

○川城局長：

ありがとうございました。

あと会場からいかがでしょうか。何でも結構でございます。何かご質問なり、ご意見などいかがでしょうか。

稲村委員、お願いいたします。

○稲村委員：

皆さん、これみんながわかっていることですが、国の制度の中で各省庁が持っている、人員削減だとか、予算というものを、道路公団の問題で皆さんよくわかったと思うのですが、こういうことです。何人削減するといったら、それは関係した関係会社に移すということで、本体の人数は減るのです。だけれども、人は減っているのではないのです。必ずどこかに行って、その人はおるのです。完全に民営化したなんていうのは本当に少なかった。けれども、今はそうではないのです。民間でやれること、上富良野の今あなたが言われたように、民間でやれることはみんな民間でやりましょうと。役所がやらなければならないのは二重構造、三重構造でやらないで、外交とか防衛とか福祉とか、そういう基本的なものだけ国がやるのだよと。国が今やっていることを北海道がやるのだよと。市町村は、北海道がやっているのを全部市町村がやるのだよと。財源もみんな一緒になのだよと。ということでありまして、今これから高齢化社会になって、働く人がどんどん少なくなって、恩恵を受けなければならない私を含めて年寄りが多くなってきたときに、どうしても一人で働いて守る人数がふえてきたら、これは対価として行政もスリム化していかなければならないし、皆さん見てください。電気は北海道は全部、つながっていないところ1カ所もありません。だけれども、消防は徐々に広域化になってきましたけれども、水道でも何でもそうです。もうやれることは、一つになってやらなければ。そして、そういう財源を本当に福祉だとか教育とか子育てにきちっと回していくような体制をつくらなければ。

それから説明責任のことがあります、これは道庁を見ていて、なるほどなとわかったのは、きちんと全部こういう道州制道民会議の論議からすべてを議会に話している、町村会にも市長会にも話しているのですが、そこから先がなかなか、特に市長会とか町村会とかというところが、やはり議会を抱えている市町村は、それぞれの考え方があって、なかなか住民まで正確に説明がきちんとできていない。では、道がやればいいと言ったら、これは、北海道はこれだけ広い。道がその仕事をやっていたら、本来の道政ができなくなるわけですから、やはりみんなが今の時代になって、将来が、夕張が心配だと言われた。私

は北海道観光ボランティアの会長をやっている、会員とそれから準会員を入れたら3,200人ぐらいボランティアがおります。夕張があの報道が出たときに、すぐ全道のボランティアの人たちがみんな夕張に入りました。歌志内やあの産炭地に入りました。何をしたかといったら、そこに助けに行った、手伝いに行った。夕張に行ってください。よそから来る停留所とかというところには、必ずボランティアの人が立っています。そして、いろいろな観光客や訪れる人たちに親切にもてなしの心をやって、夕張ってこういういいところがあるのだということをやっています。

上富良野もそうですが、富良野ルートというのはナショナル看板、要するに全国メーカーの看板が一番乱立したのが、札幌、千歳の国道と、それからこの富良野ルートだったのです。今、皆さん見てください。これは行政が一銭も金かけていません。地域の町内会やNPOの人たちが1社、1社、メーカーとかけ合って撤去をさせていただいた。道は何をしてくれたといったら、看板を立てたりするのに、やはり環境ということを考えて条例をつくっていただいた。そういうことをやって、全然お金をかけなくても看板を撤去して景観のいい場所にするとか、草刈りを今までは必ず発注して、とんでもない値段でやっていたのが、地域住民が刈ってくれて、本当にNPOの人たちが汗を流して草を刈って、国道やバイロードの草がぼうぼうでみたくなくなっていないでしょう。こういうことを道州制の中で実践、地域の住民と一緒にやって、二重行政や三重行政をやらないで、やれることをお互いに分担して、きちっとすみ分けしてやっていこうよということが基本であるので、その辺は地域の中で温度差があるのです。その町の考え方の違いがあって、温度差があって、道民が全部同じように聞いていることではないということ、これは早くみんなが、市町村が同じように住民に説明をしていくという制度も、これから確立していかなければならないというふうに思っています。

○川城局長：

ありがとうございます。今、谷委員と稲村委員の方から、地域の力、NPOやボランティアの力というようなお話もございました。まさに道州制の究極の目指すところもそうだったところというふうに道も考えておりますけれども。

会場から、いかがでしょうか。ほかに何かご意見とか。

どうぞ、前の方お願いいたします。

○比布町議会議員：

比布町の者です。10年たったというふうに聞きましたけれども、つい最近合併などで、にわかに道州制が同時に議論されていると思うのですが、山崎委員の是々非々という立場で、私も意見をちょっと言いたいと思うのですけれども。

なぜか全体的に聞くと、何か目くらし状態にされたのではないかというふうに、そういう言葉が当てはまるのかなと思うのですけれども、今1960年代に高度経済成長で、消費は美德といって、物を買え買えといって、親たちよりも自分たちの生活が優先だということで1戸建て住宅を次々に建てて、全国的に木を切り倒して、核家族になりましたよね。

それで今逆に、拡大家族の方がよかったのではないかという議論ありますよね。おじいちゃん、おばあちゃんと一緒に住んでいた方が苦勞もあるし、わがままも、おじいちゃん、おばあちゃんから言われて、子供がよく育ったのではないかということ。そういう時代に全く戻ることはできませんけれども、やはり今の権限、それと何か似たようなことで私がちょっと感じるのですけれども、金がないから権限移譲、寄こせと。合併したら職員が少なくなっていくのに、合併をすれすれということ、では住民は取り残されていくのではないかというふうに思うのです。

というのは、やはり1960年代からの目まぐるしく変わる、人間の感情なり、時代の社会の制度なりが、ころころ変わることによってついて行けなくなった人たちが、犯罪を起こしたり、自分勝手な個の生活に移ってしまったように思うのです。ですから、今回の合併問題と道州制問題との中で、やはり大きな47都道府県を11にするということは、国が結局1億円出していた47億円を、例えば47億円をやるから11に減らせというのだったらいいですけれども、11にするから30億にするということですよ。ですから、本当に1人当たりの住民に、経費が少なくなるということですので、そういうことがないのであれば、私は別にいいですけれども、最初から金ないから、金をもらって権限も移譲するというのですから、本当に現実的には今後どうなっていくのか、もうちょっと真剣に考えて、賛成、反対はちょっと保留したいという立場です。

○川城局長：

ありがとうございました。今、比布町の方からこういったご意見、ご指摘がありました。ほかにいかがでしょうか。二、三まとめて委員、副知事に答えていただきたいと思えますけれども。

今は合併とか道州制、進めるといっても、金がないので配分を少なくするという意図なのではないかというご不安。そういったことでは本末転倒なのではないかということ。それから社会構造の変化についていけない人たちが、いろいろのひずみがあるのではないかというようなご指摘だったと思えます。ほかにいかがでしょうか。

それでは一番後ろの方、お願いいたします。

○一般道民（旭川市）：

旭川から参りました。この中で、地方の方に道からの権限移譲とかというのが出ておりましたですね。それと同時に、市町村の事務の効率化といいますか、一元化が必要だと思うのです。6月に、実は個人的ですけれども、母が亡くなりまして、社会保険庁とか足を運んだのですけれども、いろいろな書類をやるのに、社会保険庁に3回ぐらい、市役所に行って、母が、戸籍が地方にあるものですから、廃籍戸籍をいただこうとしましたら、郵便局に行って小為替とっておいでとか、そして市役所では、廃籍する謄本をとるのには運転免許証と保険の写しがあればいいと言っていたのですけれども、地方ではそれが私と親子関係かどうかわかりませんので、私の謄本の写しが欲しいということなのです。その市町村、市町村によって、手続の方法が違うということと、それから社会保険庁の方も縦割

り行政だから、こういうふうには本当は今IT時代だし、電子化の時代なのに、あっちに3回行ったり、こっちに3回行って、もう郵便局に2回行ったり、郵送してみたり、たった一つのことをやるのに、IT政府だとか、電子政府と言っている時代に、どうしてこんなに何回も、あっちこっち回らなければならないのかと思ったのと、地方の縦割り行政ですよ。同じ旭川の中でも、母が死にまして保険料を、年金が切られますので、今までは年金から引いていたのですけれども、払ってくださいと納付書が来たのです。そしてその後5日ぐらいしましたら、還付しますからというのがまた来たのです。どうなっているのかと思って役所に行って聞きましたところ、受付の女性はわからなくて、奥の方から年配の方が出てきまして、何かコンピュータの関係でそうしなければならないのだと。何か意味がわかったような、わからないような状態だったのですけれども、そんなのソフトをちょっと変えてきちっとやればできるのに、何か同じ役所の中の同じ課の中でも、保険の徴収課と還付のところと縦割り行政になっているし、同じ市町村でも市町村によって縦割り行政になっているのですよ。ですから、権限移譲をするときは、どこの市町村にいても同じサービスを受けられて、簡素化するような、そういうようなことをやっていただきたいなと思いました。それだけです。

○川城局長：

ありがとうございます。役所側にいる人間としては大変頭の、耳の痛い……。実は私も昨年父を亡くして、同じような目に遇ったような記憶がございます。それはそれは大変な手続だったなというふうに思います。

二つぐらい出ましたので、ではこの辺で1回、まとめまして委員と副知事の方からご発言をいただきたいと思います。

一つ目は、比布の方からお話がありましたけれども、道州制になると47配分ではなくて11配分で国の方が配分を減らす意図があるのではないかと、本当にそんなことでは本末転倒だし、社会構造の変化になかなかついていけない、そういった構造そのものも大変問題なのではないかということ。そして合併とか道州制もどんどん進めても、そういう構造はきちっと進んでいないと社会的に問題なのではないかというようなお話だったと思います。

それから、旭川の方さんは、道から権限移譲ということだけれども、市町村の事務が非常に非効率で縦割りで、ということのご指摘だったと思います。

これについて、委員と副知事の方から、何かありましたらお願いいたします。

では副知事からひとつ、どちらかお願いいたします。

○山本副知事：

比布町の方からのご意見で、道州制というのはあくまでも地方分権を目指したものでありまして、国の行政改革とか財政改革のためのものではないというふうに私自身は思っております。ここは先ほど山崎委員からも鋭くご指摘された部分だというふうに思っています。ですから、今回の道州制特区推進法案も最初は行政の合理化みたいなところ、行政改革みたいなところが、法案の目的の中で色濃く出ていたのですけれども、それだけではな

いでしょうと、私どもは、この道州制はあくまでも分権を進めるためにあるのですということで、地方分権の推進ということをこの法案の目的のところきちっと明記していただきました。ですから、あくまでも今、国が大変財政が厳しいですから、何か国の財政改革のため、それから行政改革のためにこの道州制が利用されるなんていうことになる、これは本来、本末転倒でないかというふうに思います。

それから、もう一つ申し上げておきたいのですが、多分、道州制になったときには、今の補助金制度から地方に税源移譲がきつとなされるような仕組みになるのだろうと思います。これは、これから議論される話ですから、まだそこまではきちっといいていません。ただ今、三位一体改革でその税源移譲の部分は少しずつ進められていますけれども、多分道州制が展開されればきちっと、今までの補助金ではなくて、地方に税源移譲がなされるようになるというふうに思います。そうすると、先ほどおっしゃったように、40億が30億に国の財政改革のためになるのではなくて、あくまでもこれまでの40億見合いの部分が、きちっと地方に税源移譲という形でなされなければならないのではないかなというふうに思っております、そこは権限移譲と税財源の移譲とはきちっとセットでやってくださいということを、これからも国の方に申し上げていかなければだめではないかなというふうに思います。

それからもう一つ申し上げれば、旭川の方からの、道から市町村へ権限移譲していくに当たって、やはり市町村も行財政体制がきちっと整備されなければなりませんし、事務の効率化ということもきちっと進めていただかなければならないと思います。今おっしゃったように、一つの事務についてものすごく事務が輻輳すると、これは何だということにならないように、そこは市町村においてもきちっと効率よい事務の執行体制をつくっていかねばならないのではないかなというふうに思っております、そこは私どもも今のご指摘あった部分は、大変深刻な、そして重要な問題だと思いますので、これからも権限移譲に当たっては、私どもも市町村に強く求めていきたいなというふうに思っております。もちろん、道庁もご指摘されたようなことのないように、心していかなければならないというふうに、今思っております。ありがとうございました。

○川城局長：

山崎先生から、お一言。

○山崎委員：

ご質問、ご意見、ありがとうございました。まず最初に、道州制の目的についてでございますが、これから我々が注意して見なければいけないのは、自民党の総裁がこれから決まると、それでみんな道州制は良いと言っていると。さらに自民党と民主党、両方とも道州制が良いと言っていると。みんな道州制はいいと言っているのです。しかし、道州制に込められている言葉に対する、中にある目的や価値というのは、論者によって全く異なります。今、副知事がおっしゃったように、行革イコール道州制と考えている論者もいるわけです。しかし、改めて言うまでもなく道州制というのは、北海道の自治分権を高めるこ

とができるのかどうなのか、というところを物差しにして考える必要があるということです。ですから、この自治分権を高めるという中で、地域住民の合意の中で議論があったら、ひょっとしたらこれで高福祉高負担か低福祉低負担かということを中心に議論して、どちらを選ぶのかということが議論なされなければならないわけです。そうしたことを含めて、道州制というのは北海道の自治分権を強化するということに資するべきであると、そういう改革でなければならないことを改めて申し上げておきたいと思います。

2番目に、権限移譲の話ですけれども、今までは量を、国から道、道から市町村へと、仕事の量が上から下へと降ってくるという話でありましたけれども、しかし実は分権化というのは質の部分です。今、いみじくもご指摘されたような、縦割り行政、二重行政、そうしたものというのを、いかに効率よくしていくのか、そういう質の改善、行政システムのトータルな改善というのをどうやってやるのかというのが、実は首長さん、地方議会の力量に問われているということを、一言申し添えておきたいというふうに思います。

私からは以上です。

○川城局長：

ありがとうございます。そろそろ時間もまいりましたので、最後のご質問、ご指摘をお受けしたいと思います。会場からいかがでしょうか。

特段なければ、最後に谷委員と稲村委員からご発言をいただければ、ありがたいのですが、総括的にいかがでしょうか。

○谷 委員：

北海道は、確かに180の市町村、財政的に厳しいものがあります。ただ、先ほどの自給率の話などが出ておりましたが、食料を見ますと200%を超えるぐらいの食料自給率になっています。これはカロリーベースでありますけれども。そのほかのライフラインについても、これは稲村さんも触れておりましたけれども、水にしても電気にしても、本当にこのライフラインについては北海道が恵まれていると思います。ただし、これらのライフラインは二次的なものでありまして、あとは一次的なものとして、エネルギーの原材料を、これからどういう具合にして生産し、創造していくかということが、恐らく北海道の自立へ向けた一つのキーワードになっていくのではないかと思います。

そういう突破口のために、北海道の各地域の中でアイデアを出し合い、これを国に働き掛け、そして規制緩和を起こしたり、あるいはまた規制強化を行いながら、これからの北海道づくりをしていくべきではないかと考えています。

○川城局長：

ありがとうございます。

稲村委員、お願いいたします。

○稲村委員：

よく、建設業の方々は、おれたちの将来は終わりだ、と言う人が多いのです。しかし、ちょっと見てください。農業でも、この小売業の商店街でも、壊滅的に変わってきて、も

う地方の都市とか、特に町とか村の商店街とかというのは、本当に物すごく激変した社会の変化についていけなくなっているところがあるのです。だから、決して建設業だけが終わりだなんていう言葉は使わないでもらいたい。家も道路も橋もビルも、永久にもつ物なんか一つありません。ただ、どんな業界もこのままでいいのではなくて、今まで高度成長の中できちんと管理をしてきたものが減ってしまうよと。だから行政にかける費用も少し減らして、そして国民として当然受けるべき利益を上手にみんなで使いましょうということなのです。それには、行政にかける費用よりも、直接国民が受けることを、きちんと当然として受けることができるようなシステムをつかっていこうということで、決してこれは国から押しけられる、北海道が特別に言っているものではありません。これは当然として家庭もそうです。今まで旦那さんの給料で何もかにもやってきて、家も建てる、子供の教育も全部やってきてもやれた時代から、あんまりそんなこともできない時代になってきて、車買うのなら5年間はこれをやめましょうとか、そういう時代に入ってきたわけですから、そういう中で一家を養っていく上では、みんなもやれることをみんなやろうよと。そしてみんなで力を合わせてお年寄りを守っていこうよ、子供を育てていこうよと。そういうところに町内会や地域のコミュニティがお手伝いをする。

行政も一元化して、先ほど旭川の女性が言われたように、本当に親が亡くなったとか、旦那さんが亡くなったとかというときに、相続とか手続の問題で大変だということ、よくわかります。私も養子でありまして、もう実の親も養父母も、4人とも亡くなりましたけれども、大変だった。本当にそれぞれの縦割りの行政の弊害と云ったら、高度成長の時はそれでよかったけれども、今そんな時代ではなくなったのです。今、ITで国際的にパソコンをパンと押したら情報が入ってくる時代ですから、そういう時代に即応できるようなシステムをつくらうということで、決して何か安くしようとか、合理化しようということではなくて、便利にしようということが基本にあるので、この辺はしゃべり方下手かも知れませんが、皆さん、当たり前のことをみんなでやりませんかということでもありますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○川城局長：

ありがとうございました。

最後に、副知事から、特にございませんでしょうか。

○山本副知事：

いろいろご意見いただきました。是非、この道州制及び道州制特区推進法案に関するご意見、これからも引き続き道庁の方へお寄せいただきたいと思います。そして、先ほど申し上げました、第2、第3の提案を是非私どもはしていきたい。そのときに本当に、今の法案でいきますと、山崎委員からいみじくもご指摘ありましたあの8項目で北海道は変わるよと云ってもなかなか難しいです。もっと北海道経済が活性化し、そして道民の皆様が少しでも生活が向上できるような、そういう実感の伴う提案を、これからも私どもしていきたいというふうに思っています。そのための、是非アイデアというか課題を私どもの方

へお寄せいただきたいと思います。

先ほど、何回も申し上げていますが、国が決めた基準は私どもで変えていこうと。変えられる仕組みが今回間もなくできそうな、そういう状況になってきております。この道州制特区法案は、山崎委員から半歩前進とご指摘ありました。これを1歩でも2歩でも前進させるために、私ども問われているというふうに、私自身思っております。この法案をいかに活用するか、あるいは眠らせた法律にするのかは、私自身あるいは道民自身が今問われているのだらうと思います。せつかくこういう装置がつくられようとしているわけですから、是非今、皆様が生活をしている中で、あるいは企業活動をされている中で、いろいろな課題、しがらみ、そういったものを何とかこの法案によって、少しでも払拭できる、あるいはそれが解決できるような、そういう一つのきっかけにこの法案がなれば、いいのではないかとこのように思っております。

多分この法案が成立すれば、北海道はこれで何をしようとしているのだというふうに全国からも注目されていると思います。逆にそれだけ、私どもは力量を問われているのだらうと思いますので、是非皆様からいろんなご提案をいただければ、大変ありがたく存じます。そして、皆様と一緒にこの北海道を元気にしていきたいというふうに思っておりますので、どうぞご理解を賜りたいと思います。ありがとうございます。

○川城局長：

ありがとうございました。それでは予定の時間でございます。

ここで委員の皆様と山本副知事が退席いたします。ありがとうございました。（拍手）

最後に、事務局からご連絡でございます。道州制などにつきまして、委員と道民の皆様との議論の素材といたしまして、本日皆様のお手元に、今年の3月に作成いたしました地域主権型社会のモデル構想案というものをお配りさせていただいております。これなどをもとにご意見をお寄せいただければ大変ありがたいということでございます。中にご意見をいただく用紙もございます。電話でもファックスでも、どういった方法でも構いませんので、どうぞよろしく願いいたします。

また、次回の意見交換会、まだ開催日程は決まっておられませんけれども、決まり次第、ホームページなどで道民の皆様にお知らせをするようにしたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、以上をもちまして、本日の道州制道民会議地域意見交換会を終了させていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）